

静岡県立静岡がんセンター共同・受託研究取扱規程

(本規程の対象)

第1条 静岡県立静岡がんセンター（以下「当センター」という。）が共同研究又は受託研究を行う際は、この規程並びに共同研究取扱規程細則又は受託研究取扱規程細則に定めるところにより取り扱うものとする。

(共同研究又は受託研究の申込み)

第2条 静岡県立静岡がんセンター総長（以下「総長」という。）は、共同研究取扱規程細則又は受託研究取扱規程細則に基づき申請書類を提出させるものとする。

(共同・受託研究審査委員会)

第3条 共同研究又は受託研究の円滑な実施を図るため、当センター内に共同・受託研究審査委員会（以下「本委員会」という。）を置くものとし、本委員会は以下の事項について審議するものとする。

(1) 共同研究：知的財産権は確保されているか否か、研究内容や共同研究機関が妥当であるか否かについて

(2) 受託研究：受託研究の契約金額、契約内容等について検討し、受託研究として契約すべきか否かについて

(受入れ決定等)

第4条 本委員会の委員長は本委員会の審議結果について、共同研究取扱規程細則2（2）又は受託研究取扱規程細則2（2）に従って処理するものとする。

2 総長は、委員長からの報告を受け、共同研究取扱規程細則2（2）又は受託研究取扱規程細則2（2）に従って、研究の契約の可否について決定し、主任研究者及び共同研究機関又は受託研究依頼者に当該研究の実施（受入）の可否について通知（様式6-1又は6-2）する。なお、当該研究の一部に臨床研究が含まれる場合は、臨床研究の実施については倫理審査委員会にて承認を得てから行うものとする。

3 受託研究取扱規程細則1（2）（イ）治験等受託研究において、本委員会にて審議を行った場合は、主任研究者及び受託研究依頼者は、倫理審査委員会への申請資料として、本委員会の審査結果報告書を提出するものとする。

(契約の締結)

第5条 事業管理者は、前条により研究の契約が承認され、共同研究機関又は受託研究依頼者と契約するときは、共同研究名又は受託研究名、期間、研究者、経費、研究成果の取扱、その他必要事項を記した契約書を締結しなくてはならない。

(研究結果の報告等)

第6条 当センター研究者は、当該研究を終了した場合、その結果について総長に報告（様式7-1又は7-2）しなければならない。総長は、内容を確認し問題なければ、研究の申込者に通知（様式6-1又は6-2）するものとする。

2 当センター研究者は、当該研究の中止若しくは期間の延長の必要があるときは、その結果又は経緯を、総長に報告（様式8-1又は8-2）しなければならない。報告を受けた場合、総長は本委員会に審議を依頼する。本委員会は中止若しくは延長の妥当性について審議し、審議結果を総長に報告（様式5-1又は5-2）する。総長は審議結果を受け、受託研究の中止若しくは延長の可否について決定し、共同研究の申込者に通知（様式6-1又は6-2）するものとする。

(研究内容等の公表)

第7条 契約を締結した研究内容、研究により得られた成果等を公表する場合は、互いに文書による承諾を得るものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもの及び共同研究取扱規程細則又は受託研究取扱規程細則に定めるものの他、共同研究の実施に必要な事項は当センターと共同研究機関又は受託研究依頼者合意の上、総長が本委員会に諮問して定めるものとする。

2 国、地方公共団体又はこれに準じる団体（以下「国等」という。）が実施する研究事業における受託研究については、本規程にかかわらず、国等が定めた要綱等に基づくものとする。

3 当該研究が倫理審査委員会の対象の場合は、第6条については倫理審査委員会の規定に準じて行い、本規程によらないものとする。

4 なお、総長及び所属長は職員が本来本委員会にて審査が必要な共同研究を、審議を経ずに実施している場合には、研究の中止を命じた上で、本委員会への申請を行わせるものとする。

(見直し)

第9条 この規程に定めるもの及び共同研究取扱規程細則又は受託研究取扱規程細則に定めることについて、見直しの必要が生じた場合は、随時見直しを行うものとする。